

平成26年第3回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成26年10月6日（月曜日）午後1時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第45号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第46号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第47号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第48号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 第49号議案 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第50号議案 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第51号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 第52号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第54号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第57号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成25年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担金の堅持及び拡充を求める陳情書
- 陳情第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために

市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書

陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情第7号 幸田町文書取扱規程の改正を求める陳情書

陳情第8号 幸田町公印規程の改正を求める陳情書

陳情第9号 幸田町情報公開条例の改正を求める陳情書

陳情第10号 幸田町と名古屋大学未来社会創造機構社会イノベーションデザイン学センターとの連携と協力に関する協定の非更新を求める陳情書

陳情第11号 幸田町議会における町長発言に関する公開質問状に対する回答を求める陳情書

陳情第12号 大草字山寺及び大井池地区一帯を環境保全重点地区とすることを求める陳情書

日程第3 議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施の義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について

議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出について

日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 大竹広行君 |
| 総務部長 | 小野浩史君 | 住民こども部長 | 桐戸博康君 |
| 健康福祉部長 | 鈴木司君 | 環境経済部長 | 清水宏君 |
| 建設部長 | 近藤学君 | 教育部長 | 春日井輝彦君 |
| 消防長 | 山本正義君 | 消防次長兼 消防署長 | 壁谷弘志君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 牧野洋司君 | 監査委員 | 羽根淵保博君 |

監 査 委 員 内 田 等 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 忠 志 君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、こんにちは。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
た。

なお、本日の会議は台風18号の影響で会議時刻の変更をいたしました。皆様の御理解と御協力にお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

9月26日開催の文教福祉委員会、9月29日開催の産業建設委員会及び9月24日開催の決算特別委員会の際に要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、台風18号について状況報告をさせていただきたいと思えます。

大型で強い勢力の台風18号の接近により、昨日5日、21時35分、幸田町に暴風警報が発令され、同時刻、災害対策本部を設置いたしました。また、本日4時20分、大雨（土砂災害、浸水害）と洪水警報が新たに発令をされました。東海地方への台風接近により、避難者対応として本日4時10分に岩堀公民館及び里中央コミュニティホームに避難所を開設いたしました。また、5時45分には、野場字常口地内において電線が外れたことにより菱池、横落、野場、六栗の一部、合わせまして700戸において停電をし、7時50分に復旧がなされました。

幸田町におけるこの台風の降雨状況等につきましては、最大時間雨量は本日6日、午前6時から7時までの1時間に10ミリが。また、最大瞬間風速にあつては、同じく本日午前7時から8時までの1時間の間に28.2メートルが計測をされました。降り初めから総雨量は、昨日の午前3時から本日午前8時までで81.5ミリであります。全ての警報は午前9時15分に解除をされ、同時刻をもって災害対策本部につきましては解散をいたしました。また、避難所におきましては午前8時まで開設をし、避難をされた方はございませんでした。

各行政区におきます被害の詳細は現在調査中ではありますが、広告看板の飛散、道路への倒木などが現在報告されております。最終的な被害報告は後日報告をさせていただきます。

ますが、現状について御報告をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者13名、監査委員1名であります。

議事日程は、本日お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 笹野康男君、12番 内田 等君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第45号議案から認定議案第9号までの23件と陳情第3号から陳情第12号までの10件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

7番、池田久男君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） 皆さん、こんにちは。

審査結果報告書の朗読をもって、委員長報告といたします。

総務委員会審査結果報告書

平成26年10月6日

議長 大嶽 弘様

委員長 池田久男

平成26年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第51号 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳入全部、歳出10款15款（20項を除く）・50款。第1条、歳入全部5億8,743万3,000円追加、歳出10款議会費400万円追加。15款総務費1,884万1,000円追加。50款消防費90万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出4,607万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第7号 幸田町文書取扱規程の改正を求める陳情書。幸田町文書取扱規程に基づいた事務不履行に対する罰則等の規程、また、廃棄文書目録の作成を義務づけ、それに違反した場合の罰則等の規定を設ける陳情。賛成なしをもって不採択とすべきものと決した。

陳情第8号 幸田町公印規程の改正を求める陳情書。幸田町公印規程違反についての罰則等の規定を設ける陳情。賛成なしをもって不採択とすべきものと決した。

陳情第9号 幸田町情報公開条例の改正を求める陳情書。幸田町情報公開条例附則第2項の改正及びそれ以前の公文書については、愛知県に準じた情報提供施策をとるよう求める陳情。賛成なしをもって不採択とすべきものと決した。

陳情第10号 幸田町と名古屋大学未来社会創造機構社会イノベーションデザイン学センターとの連携と協力に関する協定の非更新を求める陳情書。幸田町と名古屋大学未来社会創造機構社会イノベーションデザイン学センターとの連携と協力に関する協定の非更新を求める陳情。賛成なしをもって不採択とすべきものと決した。

陳情第11号 幸田町議会における町長発言に関する公開質問状に対する回答を求める陳情書。幸田町議会における町長発言に関する公開質問状に対し、回答するよう決議を求める陳情。賛成なしをもって不採択とすべきものと決した。

以上です。

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

4番、鈴木雅史君。

〔4番 鈴木雅史君 登壇〕

○4番（鈴木雅史君） 皆さん、こんにちは。

審査結果の朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成26年10月6日

議長 大嶽 弘様

委員長 鈴木雅史

平成26年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第50号 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止について。不燃物処理場を廃止したことに伴い必要あるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳出25款・35款・45款。第1条、歳出、25款衛生費3,000万円追加。35款農林水産業費688万9,000円減額、45款土木費2,966万1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出220万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入、35款繰入金856万9,000円減額、40款繰越金856万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。第1条、歳入、30款繰入金933万9,000円減額、32款繰越金933万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第12号 大草字山寺及び大井池地区一帯を環境保全重点地区とすることを求める陳情書。大草字山寺及び大井池地区一帯を環境保全重点地区と位置づけるよう求める陳情書。賛成少数をもって不採択とすべきものと決した。

以上。

[4番 鈴木雅史君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

3番、志賀恒男君。

[3番 志賀恒男君 登壇]

○3番(志賀恒男君) 皆さん、こんにちは。

文教福祉委員会審査結果報告書につきまして、朗読をもって報告させていただきます。
文教福祉委員会審査結果報告書。

平成26年10月6日

議長 大嶽 弘様

委員長 志賀恒男

平成26年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第45号 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。子ども・子育て支援法の施行に伴い必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改める法律及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正す

る法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって採択すべきものと決した。

第51号 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳出15款（20項）・20款・55款。第1条、歳出、15款総務費ゼロ円（財源更正）、20款民生費400万円追加、55款教育費5億696万円追加。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出1億2,883万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第54号 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出163万3,000円追加。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出1,779万1,000円追加。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。国に対し、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書。私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。愛知県に対し、私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。国に対し、私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上です。

〔3番 志賀恒男君 降壇〕

（「議長、暫時休憩をお願いします。」と呼ぶ者）

○議長（大嶽 弘君） 理由がございましたら。

暫時休憩とします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時26分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

3番、志賀恒男君。

〔3番 志賀恒男君 登壇〕

○3番（志賀恒男君） ただいまの文教福祉委員会審査結果報告書に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。

第49号 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてで、審査結果を全員一致をもって採択すべきものと決したというふうに読み上げましたが、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

(「どっちだ。賛成多数か全員一致か、どっちだ。」と呼ぶ者)

○3番(志賀恒男君) 失礼しました。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決したということでございます。失礼いたしました。

続きまして、第53号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、審査結果を全員一致をもって原案を可決すべきものと決したというふうに申し上げましたが、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決したということでございます。大変申しわけございませんでした。

後ほど、文書訂正して報告書を再度提出させていただきます。失礼いたしました。

[3番 志賀恒男君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

15番、浅井武光君。

[15番 浅井武光君 登壇]

○15番(浅井武光君) 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

決算特別委員会審査結果報告書

平成26年10月6日

議長 大嶽 弘様

委員長 浅井武光

平成26年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額12億8,991万1,633円、歳出総額12億9,442万9,300円、差引額7億4,548万9,233円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成25年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額9,452万7,594円、歳出総額4,845万4,512円、差引額4,607万3,082円、全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額31億5,252万1,975円、歳出総額29億7,924万7,876円、差引額1億7,327万4,099円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額2億7,123万6,977円、歳出総額2億7,079万8,297円、差引額43万2,400円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成25年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額14億4,266万8,955円、歳出総額14億1,748万5,436円、差引額2,517万5,459円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額2億8,669万5,048円、歳出総額2億7,249万1,014円、差引額1,420万4,034円、全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億5,898万2,756円、歳出総額3億5,041万1,922円、差引額857万834円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額6億8,719万9,874円、歳出総額6億7,265万9,900円、差引額1,453万9,974円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成25年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。収益的収入6億7,898万6,538円、収益的支出6億2,298万4,431円、資本的収入1億600万3,170円、資本的支出2億4,848万9,611円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

〔15番 浅井武光君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 陳情7号から11号まで5件の陳情が出されております。その審査結果につきましては、賛成なしをもって不採択とすべきものと決したと、5件とも全部そうだと。結論がどうのこうのということを申し上げてるつもりはございません。ただ、そうしたときに、この陳情についてそれぞれ必要にして十分な陳情な内容が審議をされて、その結果として賛成者なしという形になってくるというふうに私は理解をするわけですが、まず、1点目の第7号の関係でいきますと、要は陳情の趣旨は文書索引の目次、あるいは保存文書の目録、こうしたものが作成をされてないじゃないかと。あるいは、廃棄公文書の目録の作成、極めてずさんであると、こういう指摘もされております。そうした点で委員会でそういう陳情の指摘に対して、そうじゃないんだと、幸田町は極めてきちっとずさんだなんて指摘をされるような公文書の扱いはしとらへんよと、こういう議論がされて、その結果として陳情を不採択とするんだと、こういう経過がなきゃならんわけですが、そこら辺の経過はどんな内容ですか。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） 陳情7号については、整理されてない部分もありますけど、それは担当課がつくって指導へ行けばいいと考えている。あとの意見には規定されていることを確実に実行することはしようと考えますけど、個別に罰則を設けることは公民法にあるので、上位法であるので必要ないと。それから、故意、重大な過失があれば地方公務員法の上位法があるので、その必要はないといったような意見がありました。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の委員長の報告でいきますと、要はこの陳情書の先ほど申し上げた文書の索引だとか、保存文書の目録だとか、あるいは廃棄公文書の目録と、そういうところに踏み込まずに、要は担当が一生懸命やっとするでいいじゃないかと、こういうところで決着をしたというふうに私は理解をするわけですが、そういう理解の仕方によろしいかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） 委員会においては、当該部分については審査はいたしませんでした。以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 審査せずに当局のやることは何でも結構だと。陳情書がちょっとえらくないかと、こういう陳情をするのはと。こういう内容でやられたのかなというような私は受けとめ方をするわけです。

次に、陳情8号、これは幸田町の公印規程に違反しておるじゃないかと。こういう中で名古屋大学の未来創造機構社会のイノベーションデザイン、こうしたものとのやりとりが陳情書の中で指摘がされております。そうした中で、まちの公印規程に違反すると、こういう事例も陳情書の中には書いてございます。そうした公印が極めてずさん、まさに先ほどのずさんで勝手に担当のほうでとんとんとやられてるし、公印がなくてもいいのかと言ったらいいんだと。一定しばらく置いたらいつの間にか公印がぼんと押してあったと、こういう経過も陳情書の中にあるわけですが、そういう経過に踏まえて、要は陳情書に書いてある内容についての検証をされて、その結果として委員会でこの陳情については採択できないと、こういうのがあってしかるべきですよ。それでなきゃ初めから結論ありきということであつたら審査する必要がないというふうに私は思うわけですが、こうした内容についてどういうふうな委員会での審議がなされたのかどうか、答弁を。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） 陳情8号については、協定書は公印がなくても直筆の場合でも有効と考えているという意見もありましたし、この公印規程なく文書取扱規程にのっとりということもありました。また、議会に権限がありませんので、これは町長判断の裁量内であるということも意見が出まして、罰則規定を設ける陳情書であるけど、審議ではその他の改正についてふれないということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長判断と言われるけど、町長判断なしで勝手にやっとするじゃないかと、こういう指摘ですよ、この陳情は。名古屋大学にも問い合わせたら、名古屋大学はそんなもの関係ないと言っておきながら途中でぼろっと判こを押した。こういう不可解な対応をすることに対して、この陳情書はおかしいじゃないか、こういう指摘をしとるわけですよ。その指摘に対して委員会でどういう審議がされて、その結果として、そう重箱の隅をほじくるようなことをするなよと、重箱の隅じゃないけど。そういうこ

となのかどうなのか説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） その部分については、委員会においては当該部分については審査いたしませんでした。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 7号も8号も肝心なところはすっ飛ばかさせて結論ありきというものを出されたよと、こういう委員長の報告であります。

次に、陳情9号は幸田町の情報公開条例、この改正を求めると、こういう内容であります。情報公開という表題の割に非公開条例と。あれも出せん、これも出せんという、公開してくれというからにはこういう文書があるだろうからって文書を特定しなきゃ公開せんと。文書の特定ができないけどこういうものはどうだといったらそんなものは門外だと。場違いだと。具体的にこういう事例を挙げて、こういう公文書について公開条例に基づいてどうだと、こういうのが幸田町の条例であります。それについてどうなのかと。公開条例という条例の内容は非公開条例だよと、こういうのが陳情書の中で記述がしてあります。そこら辺の関係は委員会で、いや、そんなことはない。我がまちは情報公開で上から下まで全部公開しておりますよと、こういうことなのかどうなのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） まず、委員全員が岡崎市でも調べたけど本町と同じだよということで、文書の開示も平成12年4月1日以降でも同じということで、また近隣も同じようなものが多いと。幸田町は特別なことはいいよということで必要なしということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ほかがやっとなるから我がまちはいいじゃないかと。みんなで渡ればこわくないと、岡崎もやっとなるでこわくないよと、こういうことだったら陳情した人の趣旨が本当にくまれてないなというふうに今の委員長の説明答弁を聞いて思うわけです。

次に、陳情10号、これは幸田町と名古屋大学未来社会創造機構社会イノベーションデザイン学センターの連携との協力に関する協定の関係であります。協定が結ばれたと。結ばれたかようわからんけど、こんなものはやっとならもう幸田町がこの先どうなっていくかわからへんと。だから、この協定については期限が来たらもう更新せんでもいいと。しかし、この陳情書が言っているのは、双方いずれかがもうやめだよという異議を申し立てない限り自動継続ですよと、こういうふうになっておりますよね。さらに、この協定は企業立地課長が、一つの課長が単独の判断で協定をされたんだよと、こういう指摘をしとるんですよ。まちは一切知らんと。まちは知らないのに立地課長が勝手に判こをとんとんと押しちゃったと。しかも、それは10年を想定をしとるというような形の中で、こういう未来社会だと言いながらその内容が十分な議論もされとらんじゃないか。単独課長の判断でやられとると、こういう指摘がされてるわけです。そ

うした点では、どういうふな委員会で審議がされたのか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） 一担当課長の云々ということは当委員会においては、当該部分については審査いたしませんでした。そして、そのほかのことについては大学の力は大きい、連携していくのは必要だよという意見。そして、大学の進め方も少し見ていこうじゃないかということも必要だということもありました。また、本町においても得はあっても損はないということで、また、ここでこれをやめたら幸田町の責任、信用度が下がるという意見もありまして、社会的な問題を考えたら続けたほうが良いという意見がありました。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう意見が委員会であったかどうかはともかく、要は申し上げているように、陳情の中の趣旨というのは幸田町の10年先の未来社会がどうのこうのと言いながら、企業立地課長の単独の判断でやられた協定じゃないかと。これがひとり歩きして幸田町の10年先の未来社会というものがどれだけ行政の中だけで認知されるのか。それ際もない中でこうした形でどんどんどんどん進んでいく。こういうものに危機を覚えて陳情者はこれはまずいと。こんなものはもう協定を結んで判こを押しちゃったから期限が来たらもう更新するなど、こういうことですよ。こういうのを私もこの陳情書を読んで、幸田町には企業立地課長を含めてと思いますが、町長の体質、まさにここでも引き継がれとるだなどというふうに思いました。それは、あなたが企業立地ということで一生懸命大車輪でやって旧給食センターを民間に売却をすると。地元の人たちは何を言っておるんだと。地元の合意も得なくて、地元の意見も聞かずに勝手なことをやるなという形で代表者の方が抗議書を町長と教育長にお渡しをされた。そのときに、渡すときに町長は何て言った。芦谷には2つの区があるのかと。この陳情書はまさにそのことを言っておるんです。別に給食センターがどうのこうの言っとるんじゃない。幸田町には大須賀町長と志賀町長がおると。公印がぼんぼんぼんぼんと押されて、町長も知らないところで10年先の問題まで未来社会だと言って立地課長が勝手に判こを押しとる。追認をしていだけじゃない。全くこうしたものがひとり歩きをするような今のやり方について警鐘を乱打されておる、私はそういう受けとめ方をしております。したがって、幸田町には2人の町長がおると。まさにそういう指摘だし、それは過去の給食センターをめぐる問題でもその体質的な問題はずっと一貫して引き継がれてきとるという点で、この陳情書の審議の中で指摘をされてることについては是非はあるでしょう。しかし、体質的な問題としてずっと受け継がれては何ひとつ改まっらんよという点で、私はそういう陳情書の受けとめ方をいたしました。そこら辺についてはどうなんでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） 14番議員の言われた件については、委員会においては当該部分は審査しませんでした。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、これも公印がないんだ。公印がなくて指摘をされたらまた当ててぼんぼんと判こを押す。その判こも町長も知らん。しかし、10年後の未来社会だと、こんなことをやったら幸田町なんて行政あってなしのごとく。大須賀町長あってなきのごとく。志賀課長、我のまちなりとかこういう形になっていったときに、それを誰がチェックするのかって言ったら議会がチェックするしか手がないわけというふうに私は思います。

次に、陳情11号の関係ですが、幸田町議会における町長発言に関する公開質問状に対する回答を求める陳情書。こういうのが議会に出されてくるというのは情けないと思う。全員協議会にしても、定例会の本会議で町長が公の場で発言をし、その発言の内容は町長たる者の発言かどうかという点では大いに疑問がある。大いに疑問があるけれども、その是非を私は申し上げるつもりはない。しかし、それを公開質問状で是か非かということが問われるということは町長自身の発言に町長自身が責任を持つとらへんと。責任を持たないから議会のほうに公開質問状に対する回答をよこせよとって町長に進言してくれよと、こういう内容ですよ。ここにも書いてあるように町長のやってることによって、あるいは陳情者が陳情した内容について職員がノイローゼになっちゃったと、鬱になっちゃったとか何かさんざんなことは言われた。私もその場にはおりました。言ったことについて事実があるならば、それは素直にちゃんと認めればいいのに、それを認めんでこういう質問状が出て議会何とかせえよ、これでいいのかと、こういう陳情の内容であります。委員会ではどんな審議をなされましたか。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） 委員全員がこれはなじまない陳情、議会の権限、議会のやることではないということでほとんどの委員の意見がございました。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なじむかなじまないかという点でどういう判断をされたのかよくわからんけども、要は、町長を弁護するのが議員の務めだと。あるいは議会の務めだと。議会とは私も議会の一員だもんで、私はそんな考えを持ってないけど、要は、こういう問題が出たと。こういう問題というのは町長を初め行政の不始末やら、世間に知れたら大変な問題になるようなはずかしい発言をされた町長。その発言の真意についてお尋ねしたら、そんなもの言えるかという対応をする町長に対して、いや、これは議会としてなじまんよと、こういうのがあなた方の結論だ。じゃあ、なじむ町長の発言というのは何なんですかということです。別にそのことについては、あなたにこれなじむ、あれがなじむなんていうことを求めるつもりもないし、あなたも言われたとするならまた問題になりますけども、要は、事実として全員協議会と定例会の本会議場で町長自身が発言をしたことが、主権者たる住民から問われたら議会がそれはなじまんと、そんな問い方はと、こういう結論を出されたということですね。

○議長（大嶽 弘君） 7番、総務常任委員長。

○7番（池田久男君） あくまでもこの陳情11号については、個人的なものであって、この場で審査するのはなじまないということで委員の皆さんの意見がございました。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） やめようかなと思ったんだけど、個人的など。町長が全員協議会で大須賀一誠として発言されたのか、定例会の本会議で大須賀一誠という個人の名前で、資格で定例会に出席をされて発言をされたのか、全員協議会であろうと定例会の本会議であろうと幸田町長大須賀一誠と。こういう公的な立場、責任でものを言われておるといふうにしか受け取れんですよね。もし、そうでなかったら町長が一々発言したときに今どういう立場でものを言っておるんだと、私のか公的かということを一々問わなきゃ危なくてしょうがないよ、そんなものは。聞いとれへんがな。あのときは私は私的でしたと、そういうことをあなた方が、あるいは総務委員会が容認をされてこの陳情はなじまないよと、こういう結論ですよ。

○7番（池田久男君） 総務委員会の結論としては、この陳情はなじまないということが委員の皆さんの意見でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。
14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 51号の一般会計補正予算、この審査結果が賛成多数をもって原案を可決すべきものと決したと。こういうこと自身をどうのこうのと言うつもりはございません。要は、賛成多数という形になりますとたとえ少数にしても反対意見があった。こういう意見の開陳があつて態度表明をされたということですが、その内容はどんな内容でしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 3番、文教福祉常任委員長。

○3番（志賀恒男君） いましばらくお待ちください。

済みません。時間が係りますので後ほどお答えしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 途中でございますが10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

先だちまして、先ほどの文教福祉委員会審査結果報告書の訂正事項については、お手元に配付のとおりでございますので御承知ください。

3番、文教福祉常任委員長。

○3番（志賀恒男君） 先ほどの伊藤議員の質問にありました第51号の反対意見というこ

とでの回答をさせていただきます。

なお、時間が係りましたことをおわび申し上げます。

国からの国庫補助金ということで、住民基本台帳の関係等に使います国庫補助金として社会保障税番号制度システム整備費補助金の追加ということで、いわゆるマイナンバー制度の導入について、その効果と情報漏えい等の仕組みが不十分ではないかというようなことで反対意見がございました。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結といたします。

これより、上程議案23件と陳情10件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 討論に附されております議案について、順次反対をしましてまいります。

第45号議案 幸田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。第46号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て関連三法、2012年8月成立であります。これに基づく条例制定であり、合わせて討論をいたします。

子ども・子育て支援制度は、これまでの保育所・幼稚園の制度を根底から改変する改革であります。政府は2015年4月から新制度を本格的に実施するとし、多くの保育関係者の反対や懸念の声をよそに実施の準備を進めてきて、実施主体の市町村は2015年4月から新制度を実施するため、関係する条例を整備しなければならず条例提案となったものであります。この新制度は、安倍政権が医療、年金、介護の大改悪とともに、税と社会保障の一体改革として進めようとしていることの一つであり、その財源として消費税の増税で充てるというものであります。新制度の財源は依然として不透明であり、新しい保育料額も示せない状況であります。

新制度では、対象となる施設がふえ施設型保育と地域型保育の2つに分類され、施設によって基準も別々につくられるため格差が生まれてまいります。地域型保育では、町は直接的な責任を負いませんが、基準を定めるのは町であります。保育士の数や資格の有無も基準どおりとし施設の面積は愛知県基準としましたが、3歳未満児を保育する家庭的保育事業などでは大きく保育基準が異なり、保育資格がなくてもまちの研修を修了

した者であれば保育できるとしました。保育支配地基準の緩和は、保育所質の低下、子どもの命にも直結する問題であります。給食も3歳未満児が対象なのに外部搬入を認めております。アレルギーやアトピーの子どもがふえている中、アナフィラキシーによる事故が懸念され、きちんと対応できる自園調理とすべきであります。このような基準の緩和は、これらの保育を株式会社の参入や民間の進出などの足かせになってしまうので盛り込んではいないというものであります。これでは保育の質が確保できないばかりか、保育格差を生み出すものを町が率先してつくるというものと指摘できます。保護者の混乱を招くものではないでしょうか。新制度に組み込まれる予定の幼稚園は、岡崎市幸田町管内では新制度に移行しない考えを示しています。保育料はこれまで円が独自に決めていましたが、新制度では基本的部分は国が示す基準額を限度に市町村が決定する仕組みであります。さらに、補助金は国が2分の1、県4分の1、町4分の1となっており、移行すると町の負担がふえるというものであります。幼稚園では、新制度では補助金が減ってしまうため、従来の私学助成による運営を行うとして当面は移行しない方向であります。国は、消費税10%を前提に来年4月実施に向け新制度の枠組みを決め、現在の施設を無理やり押し込む政策的誘導を行い、関連法を改定し、自治体に条例整備、施策の整備を求めています。無理な計画を押しつけるもので、国が示す基準などでも間違いが指摘をされ撤回などがほかの自治体では相次ぐなど混乱が生じております。十分な準備がなされないまま実施される新制度は、5年間の事業計画実施期間内にさまざまな事項において経過措置がとられることになっております。子どもの権利保障を基本に格差のない保育・教育を求め、現行の保育水準を後退させず、維持、拡充を図ることを求めて反対討論とします。

次に、第51号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、第53号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第54号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、第55号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、この4つの補正予算に共通するのはマイナンバー法によるシステム改修であります。日本共産党は、国会審議の中でも徴税強化、給付抑制を狙うとともに、国の監視のもとで国民を番号で管理するもの、また、情報漏えいが危惧されると反対をしてきました。

このマイナンバー法は昨年5月24日に成立し、社会保障・税番号制度実施に伴うシステム改修であります。行政が持つ住民の情報を統一した番号で管理するものであります。マイナンバー法案の国会審議では、政府は番号制のネットワーク構築に3,000億円、稼働費に年間300億円を見込んでいるとしております。全国统一規格で設定される個人認証番号は、個人に配付されるカードに記載され、税金、国保、介護、年金などの社会保障に係る個人情報が集約されるというものであります。

メリットとして本人確認、個人認証が利用でき、申請手続が不要になる、行政機関で情報の連携ができると挙げておりますが、共通番号はカードに記載されているため誰でも見られるようになっており他人になりすまし番号が悪用される危険があります。また、本人に確認、承諾なしに捜査機関が情報収集できるようになっております。将来的には民間での活用も視野に入っているとのことであります。

このように情報が一括管理されるため、個人情報漏えいの危険性が飛躍的に拡大するのではないのでしょうか。今も既に個人情報が高値で売買され、業者にとっても魅力ある商品であります。社会保障・税番号制度の導入の一番のねらいは、税と社会保障の個人情報を一括管理し、税などの徴税強化、そして給付抑制を狙うとともに、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されるもので導入する必要は全くないものであると指摘し、反対討論するものであります。

次に、認定1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、平成25年度の一般会計予算は122億2,000万円、相見駅建設が完了したことで前年度当初予算比で10億9,178万円、5.4%の減で編成されましたが、決算では歳入128億3,991万円、歳出は120億9,442万円、繰越明許費576万円を差し引くと7億3,972万9,000円の大幅な黒字となりました。しかも、当初予定していた財政調整基金からの繰入11億3,836万8,000円、教育施設整備基金4,000万円の繰り入れを取りやめ、5つの基金の積立金は合わせて33億1,921万9,000円に上るものとなりました。リーマンショック以降、日本経済の悪化は景気低迷に拍車をかけ町税収の落ち込みが続いてきました。しかし、新年度予算では最悪期を脱却し若干の回復を見込んでいました。決算では85億3,827万7,000円で、前年度決算額75億1,703万1,000円より10億2,124万6,000円も増収となり13.6%の大幅な伸びとなりました。税収の把握を的確に行い住民要望には応えるべきであります。結果的には仕事をしなかったことになるのではないのでしょうか。財政難ということを強調したい文句にしてきましたが、県下54団体の平成25年度地方財政状況調査では、財政力指数は予算のときに見込まれていた1.02を上回り1.04で、県下で8位となりました。県下では13団体が不交付団体、全国では48団体が不交付団体であります。これからも明らかなように、幸田町は全国48位の中に入る財政力を持つまちであると言えます。

法人町民税の一部国税化が実施されました。現在は、景気回復によって自動車関連産業が好調で法人町民税が伸びましたが、来年度からは一部国税化で影響が出て国が持つていくこととなります。法人町民税の税率12.3%が2.6%国税化され9.7%となってしまいました。これは消費税8%の場合で、10%になったときはさらに9.7%が8%に、その差4.3%が国税として持つていかれるとしておりますが、一部国税化の割合が高いほど税収が減少します。自主財源を確保するため超過課税を実施し、大企業には大分の負担を求めべきであります。

町長は、平成25年度は自転車操業の繰り返しでやりくりをしてきた。あれもこれもということではなかった。やっと基礎ベースができ上がった。今からが本当の勝負であると答弁をされましたが、2期目に入り、これからは箱物をつくっていくという姿勢であります。しかし、箱物のばらまきは今までの教訓からも、後年度に負担を残しつつまでも財政が厳しいと町民への我慢押しつけになり兼ねません。企業立地課を設置し、積極的に企業誘致を推進していくためには超過課税はしないということですが、企業は立地や人材、輸送など、企業活動などの有利的な立地条件があれば進出要件になります。大企業は全国に拠点があり、その自治体では超過課税も実施していますので進

出要件にはつながりません。

国は、大企業には減税、国民には増税であります。企業の大分の責任として制限税率いっばいの14.7%までの引き上げ実施をすべきであります。借金ははしないとして新たな町債は組まれませんでした。それどころか緊急を要するため必要であるとして、また、健全性を重視し持続可能なまちにするとして30億円以上基金に積み立てたいとする考えは、必要な事業も行わず町民要望にも応えないもので町政が停滞してしまいかねません。決算年度における福祉切り捨ては、祭壇貸付事業、チャイルドシート貸し出し事業、在宅資金利子補給補助金の廃止でありました。子育て支援を言うならば経済的負担の軽減や交通安全の観点からもチャイルドシート貸し出し事業は復活すべきであります。乳児用チャイルドシート、幼児用チャイルドシート、学童用チャイルドシートを新たに購入し住民要望に応えるべきであります。

総合窓口が設置されましたが、窓口における苦情が出ております。何度も出かけないよう事務がスムーズになるように適材適所の配置に改善すべきと求めるものであります。

住民福祉の増進として、わしだ保育園の増改築によって定員増が図られたことは評価できるものであります。しかし、3歳未満児保育規模にはまだ応え切れておりません。引き続き整備を求めます。

児童クラブは、新制度による条例化の中で6年生まで受け入れ対象拡大されました。しかし、現在の施設では手狭で要望に応えられない状況であります。全小学校区での全面的な見直し整備で施設改善を求めます。

県制度の廃止、後退による町への影響であります。第三子の保育料無料化事業補助金を県は廃止であります。町長は引き続き続けていくと答弁をされました。単独事業として引き続きの無料化を子育て支援の一つとして実施するよう求めるものであります。福祉、医療制度は、子どもから高齢者まで影響を受けるものです。愛知県に対して継続を要求すべきと主張するものであります。

名鉄バスの岡崎幸田線が10月1日から廃止され住民の足が奪われてしまいます。コミュニティバスの拡充と交通弱者対策としてデマンドバス導入や、高齢者を対象に福祉タクシーの拡大を求めます。

葬儀用祭壇貸付事業は、利用者の激減と民間利用への移行ということで廃止されたものであります。新斎場での祭壇利用に当たって、家族葬など住民ニーズに応えられるよう十分検討すべきと主張するものであります。

木造住宅耐震化促進でリフォーム助成をセットで補助拡大しましたが、まだ53件しか実施されていません。さらに、耐震シェルターは初めて取り組んだにもかかわらず利用はゼロであります。南海トラフ巨大地震の被害予測では、愛知県が独自に調査した結果が5月30日に発表され、それによれば幸田町は震度6強から震度7、死者60人、建物全壊は900棟に上るものとなっております。耐震化対策は待ったなしであります。幸田建築減災プランでは、平成32年までに95%の耐震化という目標であります。補助金の見直しと拡充を求めます。

住宅リフォーム助成は耐震化に限定されております。地元の業者の仕事興しと地域経済の活性化促進は単独の事業として取り組むべきであり、商工振興策として住宅リフォ

ーム助成、商店街リフォーム助成を提案するものであります。

救急出動が一日4件となり迅速な対応が求められます。固定電話ですぐ住所がわかる地図検索の導入を提案するものであります。

生活保護費の削減で就学援助制度が引き下げられてはなりません。生活支給水準の確保と対象品目の拡大をすべきであります。

教育相談事業が平成25年度はふえ、小学校の不登校がふえてきております。専門職の配置の充実できめ細かい対応を求めます。

教師の在校時間調べで、平成25年11月調べによりますと80時間を超えるのは小学校で25人、2割となっており、中学校では45人、6割という実態が明らかになりました。過労死ラインを超えるものであり、残業時間の解消は待ったなしであります。行き届いた教育を進めるためには教師のゆとりが必要であり、人的支援で現場の負担解消をしていくべきであります。

ことし4月から消費税が8%に上がり、市場においては物価の上昇で暮らしは厳しくなるばかりであります。さらに、安倍自公政権は来年10%増税を計画しています。消費税の引き上げに反対するとともに、厳しい状況に置かれているときこそ町民を応援する調整を推進すべきであり、暮らしや営業、福祉、教育を支援することが自治体の役割であると主張し、その立場を貫かれることを求めて討論いたします。

次に、認定3号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険は、ほかの医療保険と比べて農業や自営業者だけでなく、非正規労働者、無職の人、年金生活者、退職者など、低所得者層の加入割合が高く、より一層国保の危機に拍車をかけております。雇用主負担もないことから財政基盤の弱い保険制度となっております。所得に占める国保税の割合は、低所得者ほど高く思い負担で高過ぎる保険税となり、滞納額は医療分、後期高齢分、介護分合わせて2億2,429万円にも上り、収納率は77.7%であります。また、国保税は県下では12番目に高い順位となっております。国保は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、よってこの面からも財源の一部を一般会計から繰り入れ、国保税を低く抑える施策をしますが、平成25年度の繰り入れは県下で19番目の位置となっております。一般会計からの繰り入れをふやし、住民負担の軽減、国保税の引き下げを求めるものであります。

国保会計が危機的状況を引き起こしたそもそもの要因は、国が国保財政への国庫負担を45.3%から25%へと大幅に削減したことであり、国庫負担の引き上げと主張するものであります。しかし、国は国庫負担の引き上げどころか来年に向けて法案化が進められようとするなど、医療保険制度の大改悪をねらっております。その一つが、国は国民健康保険の都道府県単位化する計画というものであります。後期高齢者医療保険のように都道府県単位にすることによって、市町村は分賦金を納付することになります。しかし、保険料の納付率が100%もない市町村が大半で、分賦金納付のため保険料の引き上げが徴収強化せざるを得なくなり、都道府県化は住民にとってメリットはありません。それどころか負担がより一層強化されます。国民皆保険制度が根底から覆されそうであります。高額医療費の増大は国保会計を圧迫するものであります。病気の住民が

多ければ保険給付費は当然大きくなり、健康であれば医療費は小さくなるので結果として保険税に反映します。病気の予防と早期発見のため検診事業の充実をすべきと求めるものであります。

高い国保税を引き下げするために、18歳未満の子どもの均等割を廃止することであり、ます。一般会計から繰り入れ、子育て支援策として実施するよう負担軽減を求め討論とします。

次に、認定4号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

姥捨て山と言われる後期高齢者医療制度をつくった旧自公政権と、公約を破って制度を存続させた前民主党政権、そして、政権に復帰して社会保障費削減を加速させようとしている現在の安倍自公政権、変わる事のない非道な高齢者いじめであります。75歳以上の高齢者をそれまで加入していた国保や健保から追い出し脱退させ、高齢者だけの医療保険に加入させる差別的な制度であります。後期高齢者医療での保険料は、収入がない人を含め75歳以上の全員にかかってしまいます。高齢化につれ際限なく上がり、2年後との改定が行われます。2014年4月からは、それまでの保険料より3.28%の増となり、決算年度の所得割8.53%、均等割4万3,510円が、所得割9.0%、均等割4万5,761円へと引き上げられました。平成24、25年度では32億円もの剰余金を生み出し、26、27年度では、さらに97億円を積み立てる計画であります。これが保険料への負担転化ともなるものであります。県単位の広域連合は住民の声が届きにくいものとなっています。幸田町の加入者は3,411人で前年度比で93人の増となり、高齢化によって加入者はますますふえてきます。ところが、政府は健康長寿をうたい文句に健康を脅かす社会保障解約路線を押しつけ、公的な医療費の削減であります。安心して医療を受けられるようにするためにも、もとの老人保健制度に戻すようにと主張するものであります。老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代より低い窓口負担で医療を受けられる仕組みであります。老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや劣悪の診療報酬による差別医療はなくなります。後期高齢者医療制度は廃止すべきと主張し、この保険制度に反対します。

認定5号 平成25年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国は、2000年に介護の社会化を掲げ介護保険制度を導入してきました。しかし、その理念が遠ざかるような改悪が繰り返され、後退に次ぐ後退であります。地域における医療及び介護の総合的確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合法は、6月18日、自民、公明両党などの賛成多数で成立しました。この法律は、医療法、介護保険法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法など、19本もの法律改正をまとめたものであります。とりわけ介護保険法は、要支援者からのヘルパー、デイサービスの介護保険からの取り上げや、2割負担の導入など、負担増と給付の削減がめじろ押しで、制度の根幹にかかわる制度始まって依頼の大改悪というものとなりました。今回の最大の問題は、要支援の人が利用する通所介護、訪問介護の見直し、介護外しであります。今後、全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスは廃

止をされ、市町村が独自に実施する新たな介護予防、日常生活支援総合事業として代がえするサービスが行われることとなります。総合事業は、既存の事業所によるヘルパー派遣やデイサービスとともに、NPOなどによる掃除、選択、ボランティアによるごみ出し、サロンなどが実施され、2015年度から移行を開始し、2017年4月までに全市町村で実施させるとしております。総合事業は、運営や人員、単価など、国としては一律の基準を定めないので、費用を削減するためにNPO、民間企業、ボランティアによるサービス提供も可能で、事業を委託する単価は現在の介護報酬以下に限定します。利用料は要介護者の利用者負担割合、今現在1割であります、これを下回らない。総合事業費の伸び、これは75歳以上の被保険者の数の伸び以下に抑えることと厚労省がガイドラインを示しました。まさにサービス切り捨てであります。また、第1号保険料について、市町村民税の非課税世帯、第1段階から第3段階に対する低減幅を拡大し、本人区分をふやして負担軽減を拡大するとしていますが、しかし、2割負担が実施されれば軽減措置など吹っ飛んでしまいかねません。しかも、これだけのサービス切り捨てと利用者負担増をしても65歳以上の介護保険料は3年ごとの改定で今後も上がり続けることが予測されます。国は、2025年には全国平均で月8,200円に達するという見通しであります。保険料の高騰を抑え、安心して介護が受けられる持続可能な制度にするためには、国庫負担割合を引き上げるべきであると主張するものであります。介護心中など痛ましい事件が絶えず、在宅介護で介護退職を迫られております。当初掲げた介護の社会化を具体化するためにも、公的介護制度の充実を求め討論とします。

以上で終わります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、杉浦君。

〔2番 杉浦あきら君 登壇〕

○2番（杉浦あきら君） 認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

平成25年度の一般会計の歳入は128億3,991万円で、前年度比と比較し5億3,668万円の減少となっておりますが、その主な原因は繰入金が対前年度15億2,784万円の減、相見駅整備が完了したことに伴い都市施設整備基金繰入金が2億3,568万円の減となったことなどによるものです。町税は全体で85億3,827万円となり、対前年度10億2,124万円の増加となりました。これは景気回復により法人町民税が7億6,836万円の増、設備投資の増などにより償却資産分が8,808万円の増となったことによるものです。地方債はゼロ円となり、対前年度3億6,500万円の減となったことで、これは平成18年度以来、7年ぶりに借り入れを行わなかったことによるものです。それに、国庫支出金、地域の元気交付金、県支出金、介護基盤緊急整備等、臨時特別基金事業交付金、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金が増加したことによります。一般会計の歳出は120億9,442万円で、前年度と比較し5億1,757万円の減少となっております。目的別歳出では、民生費が40億2,506万円で、前年度比1億6,027万円の増で、主なものは老人福祉費、わしだ保育園増

築大規模改修工事、保健衛生費などが増加しました。教育費が17億9,407万円で、前年度比1億7,343万円の増、教育施設整備基金積立金、学校建設費、図書館費などで増加しました。総務費が13億3,219万円で、前年度比2億5,304万円の減、交際費が12億1,768万円で、前年比1,489万円減でした。世界経済回復の傾向や最近の円安、株高により、財政運営も回復の兆しが見え始めた状況であります。しかし、そのような状況においても限られた一般財源の中で「夢のある 心かよう 活力あるまち」を実現していくために、都市基盤や教育施設整備を初め、安全対策、子育て支援等充実を図りつつ、平成25年度当初予算編成に基づいた行財政運営でありました。健全財政の維持を基本に入るをはかりて出づるを制すという財政規律を念頭に置いた効率的かつ持続可能な行財政運営を評価いたします。

個別事業としてのわしだ保育園の増築改造は、園児の急増する北部地区の保護者にとってはきれいになった園舎で、しかも多くの園児が近くの保育園に入園できるようになり大変喜んでおります。今後も、国庫支出金、県支出金などを最大限有効活用し、環境整備と住民福祉、住民サービスのさらなる充実に努められることを念願して、賛成討論といたします。

以上です。

〔2番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、途中ではありますが10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時57分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について順次討論をしておりますが、決算特別委員会でも申し上げましたように、少々時間を要しますのでよろしく願いをいたします。

認定第1 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

25年度の町長の施政方針、それは景気の低迷は長期化が予想され先行き不透明である。町税の大幅な減収状態が継続しており、予算編成は慎重な対応で望んでまいりました。このように、景気の低迷と町税の大幅な減収の継続を前面に押し出して、仕事せず、これを正当化を図ったのが施政方針であります。本当に町税の大幅な減収状態が継続をしているのか。決算の成果の説明書で明らかにされておりますように、町税の大幅な減収状態の継続が顕著であったのかどうか、町税の底とされる2010年度の町税決算額は74億3,161万円、決算年度の2013年度85億3,827万円、その差は11億700万円、まさに増収であります。115%へと回復基調をたどっていることをあえて見ようとせず厳しさだけを強調をし、行政の水準と質の低下を図った施政方針と仕事何もせずの正当化をはかったことは、決算審査を通して明らかになったものであり

ます。町税の大幅な減収を嘆くなら、なぜ適法的に認められている法人町民税の適正課税を実施されないのか。新たに1億9,300万円余りの財源が確保できることは、議会の答弁でも明らかであります。嘆くことだけは忘れずに強調する認識と、その感覚こそが問われるものであります。適正課税を実施すべきであります。

都市計画税は、税制に矛盾を持つ税制であります。全国1700余りの自治体で課税をしている自治体は30%程度であります。矛盾を持つ都市計画税は廃止されてしかるべきであります。

愛知県市町村振興協会の基金の会計は、前年度よりも基金を3億2,400万円余り積みまして448億2,000万円余りにと基金を増加させております。この基金の原資、それは宝くじの配分金であります。つまり、宝くじの寺銭であります。この協会の設立の趣旨、それは宝くじの配分金を有効に使うって市町村自治の拡大を振興を図るために配分金を有効活用する、これが設立の趣旨であります。その趣旨から大きく外れて基金をため込む、その基金を市町村に貸し付けて利子稼ぎをする。毎年度の交付金はすずめの涙ほどであります。振興協会の設立の趣旨に合致するように交付金を抜本的に見直し増額を図ると同時に、基金のあり方にも大胆にメスを入れるべきであります。

ときの民主党政権の事業仕分けに、無批判に追随をしポリシーなき事業仕分けは、まちの行政水準を引き下げ質の低下を招いただけであります。事業仕分けのコーディネーターを努めた滋賀大学教授はその時々気分、感情でものを言い、ポリシーなき感覚で民業圧迫論を振り回し、福祉は金もうけだ論を強調するなど、事業仕分けの言葉をもてあそぶものでしかなかったことは明らかであります。公私の扶助の基準を一元的につくり、それぞれの施策の特徴に合わせて柔軟に対応できる基準づくりを進めるべきであります。

名ばかり管理職という言葉がございます。監査員から指摘をされた名ばかりグループ制のもとで企画部に特徴的にあらわれている時間外労働の多さ、しかも、特定の者に集中しているということは、グループ制の名はあっても機能はしていないことのアラわれであります。グループ制にするだけの仕事量がないのに、部と課をふやして事務分担をしても職員数と仕事量がばらばら。その実態を監査員が指摘をしたものであります。企画部を解散、廃止し、そのもとでの課は再編成をすべきであります。

その際たるものが企業立地課であります。須美前山、東山地区を拡大工業地区の一つに挙げて開発推進協議会を立ち上げたようでございます。その経過の中で、立地課が果たした役割、それはまさにでっち上げと捏造であります。総会出席者の水増しとでっち上げ、後出しじゃんけんで取り繕いをする。ばれたら地元が勝手にやったことだと責任を転嫁し塗りつける。責任逃れを図る。都合の悪いことは我知らずとしてほかに転化を図る。つまり、とかげの尻尾切り行政の実態と、その姿勢の露骨さが地権者のみならず地域住民に行政不信をまき散らしている実態が指摘できるものであります。

10月1日、名鉄バスの幸田路線が廃止をされました。これまではバス路線と並行してコミュニティーバスを走らせることができませんでしたが、町内のバス路線廃止でコミュニティーバスの運行ルートの見直しをし、より利便性の高いルートへと見直しができるように条件が整いました。利用者や住民の声を幅広く聞き見直しを図るべきであり

ます。

脱原発、脱中電で、新電力の導入を提起をしまいいりました。実施をされた結果、決算年度の経費削減額は271万円余りであります。電力の自由化はさらに進展する中で、今年度は対象施設を16施設から20施設へと拡大をされた結果、経費削減見込みは1,080万円という財源を生み出す見込みの効果が語られております。情勢は常に変化し発展をする。この観点で見たときに、原発を持つ電力会社は原発再稼働を視野に入れて自然エネルギーや再生エネルギーの買い取りの中断や新規契約をしない動きを強めております。電力会社が自然エネルギー、再生エネルギーつぶしを始めております。しかし、情勢は進展をしまいいります。原発に頼らないエネルギーの拡大で競争は激化をしてくるでありましょう。新電力導入の対象施設をさらに拡大をし、経費削減を努めるべきであります。

高齢化社会の進展はますます強まってまいいります。高齢者の自動車運転免許証の返納や運転免許証を持たない高齢者にも福祉タクシー券を交付し、その対象にすべきであります。一直線に介護保険対象者にならないための施策、それは生活支援や生活扶助事業に制限を加えてきた。その結果、年々その対象者を減らし、使い勝手の悪い生活支援事業にされました。制限を加えずに使い勝手のいい生活支援事業に立ち返るべきであります。

保育料の多子減免制度は、その対象児が卒園するまで第二子は第二子で、第三子は卒園するまで第三子として減免すべきであります。決算年度では、第二子が125名、第三子が42名であります。合計で167名であります。卒園までその対象児として減免をすべきであります。

保育園行政で見逃せないのが余りにも少ない正規の保育士、そして、余りにも多い嘱託保育士と非常勤保育士、さらに、その嘱託保育士がクラス担任を受け持っている、まさにこの異常さは早々に改めるべきであります。

幸田町は健康のまちを宣言をし、この9月の決算、その宣言のまちに風穴をあける町長の答弁がございました。同時に、町内に4カ所、宣言塔を設置をしております。設置して四半世紀以上の年月が経過をし、宣言塔の土台部分や看板の腐食、色あせが目立っております。宣言塔の適切な維持管理と安全に配慮した健康なまち宣言塔に整備をすべきであります。

定住化政策で大きな役割を果たしてきた住宅資金利子補給制度、大須賀町長のノンポリシーとどたばた朝令暮改行政で廃止に追い込みました。本当にこれでよかったのか振り返るべきであります。新たな住宅支援事業、あるいは資金支援事業を起こすべきであります。資料にも示されておりますように、幸田町は100戸中36戸が共同住宅のまちであります。これがまともな定住のまち、人口増のまちの姿と言えるのでしょうか。現在3地区で区画整理事業が取り組まれておりますが、区画整理事業は住宅供給事業でもあります。その区画整理事業区域にまたしても共同住宅が建てられる。まちづくりの理念もなく、土地利用は地権者の権利だとして区画整理組合に補助金は出しても、まちづくりや区画整理事業を通してどんなまちにしたいのか、どんな人に住んでほしいかのポリシーも持ち合わせぬ町長のもとで、口先だけは定住化のまちだと言葉の遊びでいい

のか。まさに言葉あって中身なし、文書あって意味をなさない、この実態があるのではないのでしょうか。

農業用ため池の管理を徹底をし、菱の実の繁茂を駆除すべきであります。毎年同じことの繰り返しで駆除を求められるのではなくて、春先と秋口の駆除を徹底させるべく、土地改良区など土地関係団体と調整をし、農地水保全管理共同支援の実効性ある取り組みを指導すべきであります。

公用車18号、親切ダンプの廃車処分の経過で示したまちの対応、対処は、まさにおどろくべき内容であります。まさにこれが役人根性のお役所仕事の象徴的な事例であります。それは、かかわった職員をかばい立てをし、愛知自動車は規模が大きいため信頼できると弁護し、町内同業者は規模が小さく信頼性に欠ける、こういうことを活字にした調査結果、まさに初めに結論ありきで町民の財産、町民が納めた税金を極めて粗末に扱い、誰一人として責任をとらず、明らかにせず、くさいものにふたをし幕引きを図ったことは、特定業者とのさまざまな疑念、疑惑をチャックさせたものであります。

町営神山住宅自治会から提出をされた陳情書の取扱。この中で見せた町長の議会介入、その町長を極めて不当な議会介入、これも御無理御もつともだとして受け入れた議長の議会人としてのあるべき行為、議会の自殺行為であると同時に、議会の存在理由をも否定するものであります。陳情書は、議会と町長、担当の都市計画課長の3者当てに提出をされたものであります。町長は、決算特別委員会の答弁で明らかにされておりますように、この陳情書は町長部局で対処すべき事柄だと強弁をして議会取り上げ、審議しないようにとその旨を議長に伝え、議長はこの件で町長はびりびりしているからと町長的心情は思い図ってる。さらに、町長の仰せのとおりだとして町長の乱暴で無神経な議会介入を許し優先をされました。町営住宅入居者の心情は、主権者たる住民の心情は一切無視をし度返しをする。陳情書を議会に諮らずに闇に葬ろうとした行為、これはまさに議会の自殺行為であり、議会の存在価値、存在理由をも問われる愚かな行為がございました。

AEDを24時間営業の店舗などの設置をすべきであります。いつでもどこでも安心できる施策を必要にして十分な条件整備を進めるべきであります。AED設置よりも心臓蘇生研修の実施と研修者をふやすことを優先する、こういう答弁であります。あれかこれかの優先施策の選択ではなく、あれもこれも実施をし、住民の安全、安心を守る施策を多面的に実施をすべきであります。

リーマンショックで町税が落ち込んだとして、必要以上にさまざまな施策を切り込み、その結果、小学生、中学生の海外旅行報償費がございしますが、中学生、小学生一人500円の報償費を削減をされました。しかし、町税減収は回復をしております。何よりも中学生の海外派遣はリーマンショックを理由にして削減をしたものの、翌年度は復活をしている。その一方で、義務教育の一環である修学旅行の父母負担軽減に資す報償費は削減をしたままであります。小学校、中学校の対象児、生徒数は合計804名であります。必要な予算は40万8,000円であります。その一方で、海外派遣費用は419万3,000円あります。海外派遣費用の割にも満たない40万8,000円、削減をした報償費を復元すべきであります。選ばれた少人数の者だけが海外派遣を行う、

こういう施策は中止をすべきであります。

学校トイレの改修を計画的に短期間で集中的に実施をすべきであります。毎年1校ずつ、1フロアではなくて毎年夏休みに集中して3年間程度で改修を終える計画を策定をすべきであります。

指定管理者制度について、2010年、平成22年12月28日、総務省は指定管理者制度について自治体に適切な運用を図るようとする通知を出しました。公共サービスの水準の確保という要請を満たす最も適切なサービス提供者、これを指定するものであって価格競争による入札とは異なる、こういう指摘をしている総務省の文書であります。コスト削減の術を求めてはならないよ、これが総務省の通知文の内容であります。指定管理者が仕事を非正規職員に任せたり、まちが直営していたときに比べて賃金を安くする。町民会館、図書館、町民プールがそうであるように、経費削減を強行をし職員体制は非職員、非正規職員で、しかも労働条件を切り裂ける、それはまさに行政がつくり出すワーキングプアであります。このような実態を見直し改めることを総務省が通知したものであります。この通知の趣旨をくみ取る、最低でも図書館は指定管理になじまない、対象から外し直営に戻すべきであります。さらに、町長は指定管理に当たって5年間で委託料1億3,800万円削減を強行しましたが、それはまさに総務省の通知に反する行為であります。まさに指定管理者制度とは、経費削減にありとする認識と感覚は改めるべきであります。

さらに、維持管理に多額な費用が必要となる時期を迎えているのがハピネスヒル。文振協とまちが確認している事項に修理、修繕にかかる費用負担は1件50万円以上はまちの負担、このようにしておりますが、50万円以下の文振協負担は、それについては規程は何もございません。つまり、上限なしの負担のあり方、年間500万円以下を上限とすべきで、500万円を超えた50万円以下の修繕、修理の費用はまちが文振協に具体的な支援を提起すべきであります。

町長は、プライマリーバランスを口にされました。その意味を本当に知っておられるのか。熟知されておるのが問われます。要は、使い勝手がいい言葉から使っているだけであって意味を熟知することもせず使っているだけであり、それは天に唾する行為であると指摘をするものであります。

次に、認定第7 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、この2件に共通する問題は受益者負担金の徴収であります。滞納をすれば強制徴収の対象となる受益者負担金。その法的な性格と合理性を解明すべきであります。集落排水事業も下水道事業も受ける受益は同じであります。同じでありながら集落排水事業は事業費の8%、下水道は土地1平方メートル当たり400円、450円が受益者負担金の額であります。共通する受益は健康で文化的、衛生的な生活を営み得る基盤の整備というごく一般的な受益であります。でありながら、なぜ受益者負担金の額が違うのか。要は、受益がどうである、こうである、その受益は特別であるのか一般的な事業であるか、そんなことはお構いなし。要は、事業費を賄うために持ち出してきたのが受益者負担金であります。そもそも受益の限度において求められる負担金とは似ても似つかぬ住民負担

であります。特別な受益とは何なのか。一般的な受益とは何なのか。そこに求められる受益者負担金の生活、負担のあり方は説得的で合理的な説明がなされて当然であります。そうした説明もされずに負担金を徴収をすることは、法令遵守が使命の自治体のとるべき施策ではございません。

認定第9 平成25年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

水道料金の滞納内訳の資料の提出がございました。5年さかのぼっての滞納の状況が資料に示されております。質疑で明らかにされた5年の時効、この問題は地方自治法236条の金銭債権の消滅時効を規定を適用され援用されているものであります。しかし、まちの条例にも水道事業会計規程にも5年の規定は何ひとつございません。条例などの規定がないのに水道料金を5年とする根拠は何なのか。条例の会計規程を整備すべきであります。さらに、料金滞納期間を5年間とする取扱も違法であるということは最高裁判所が出した判決の確定、既に11年経過をしております。最高裁の判決、「水道料金は私法上の金銭債権にあり、民法上の消滅時効の規定を適用される。」こういうものであります。この最高裁の判決は2003年10月10日であります。その判決の1年1カ月後の2004年11月18日、総務省は都道府県や水道事業担当部署に当てて、水道料金債権の消滅時効についての事務連絡をし、その中で「水道料金債権の消滅時効は私法上の金銭債権に当たることから民法の消滅時効に関する規定が適用をされる。民法第173条、第1項の規定により2年と介する。」という事務の連絡であります。しかし、幸田町はこの最高裁判決の確定と総務省の事務連絡を知ることもなく、今日まで5年の時効を援用をしてまいりました。早急に条例と関係する規定の整備をすべきであります。さらに、2年以上の滞納にかかわる水道料金徴収があれば直ちに返還をすべきであります。

認定議案第7、第8、第9の3件に共通する事項は、使用料に自民党の公約違反の消費税を転嫁していることであります。公約違反の消費税は3%で導入をされ5%に増税をし、さらに、ことし4月から8%に膨らませ暮らしを直撃する転嫁の悪税にしております。さらに、言うこととやることが全くチャランポランの自民党安倍政権、このもとで10%に引き上げを強行しようとしている今日、暮らしと営業を守るためにも地方自治体は増税に反対をし、消費税廃止を主張すべきが住民の福祉の増進を求める地方自治法の定めにも合致するものであることを指摘をし討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書、陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、この2つの陳情は町と県に対して補助の拡充を求めるものであり、合わせて賛成討論をいたします。

厚生労働省が7月15日にまとめた国民生活基礎調査で、貧困ライン以下の世帯で生

活する18歳未満の子どもの割合が2012年に16.1%と過去最高になったことがわかりました。うち、ひとり親家庭など大人が一人の世帯は54.6%が貧困ライン以下ということでありました。貧困ラインとは、平均的な所得の半分で生活する世帯であります。また、新日本婦人の会が行った高校、大学の教育費アンケートの結果でも、高過ぎる教育の負担に苦しむ保護者の実態が明らかになりました。このアンケートは、ことし4月、5月に高校と大学に通う子どものいる47都道府県で実施したものであります。高校では、入学時にかかった費用の平均は公立が23万2,000円、私学が81万9,000円、学校への初年度納入金は公立で9万2,000円、私学は65万8,000円と大きな格差があります。授業料のほかに受験や、また、入学しなかった学校への納付金、教科書などの学校必需品、制服や体操着などに平均14万3,000円かかります。保護者から、倍率が高くて公立に入れず私学に入学をした。公立と私学の授業料の差を縮めてほしいと切実な声上がるなど、私学に通う子どものいる保護者にとっては負担のしかかっている現実が浮かび上がってきました。

愛知県では、3人に1人が私学で学んでいて私立高校は公教育の一端を担っております。公立高校の無償化によって私学への助成奨学支援金が実施されましたが、県は独自予算を削減するなど父母負担の公私格差の是正には至っていない状況であります。私学助成の拡充を求めるこの陳情をくみ取り、国はもちろんのこと県に対しても拡充を求めるべきであります。

幸田町の私立高校等授業料補助は、制度発足以来年額1万2,000円と据え置きであります。対象者は毎年180人前後で、平成25年度決算では175人、212万7,000円が補助されております。私学に通う世帯の状況はさきに述べたように公私格差の是正が迫られております。こうした状況から、安城市では課税所得230万円以下は1万8,000円、高浜市は課税所得200万円以下が2万4,000円、豊田市では所得制限なしに1万5,000円と引き上げを図っております。学費の公私格差を因るためにも幸田町の授業料補助の引き上げを求め、この陳情の賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案23件と陳情10件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第45号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第48号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長

報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成25年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成25年幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成25年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 平成25年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は採択すべきものと決したであります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第3号は、採択することに決しました。

次に、陳情第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は採択すべきものと決したであります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第6号は、採択することに決しました。

次に、陳情第7号 幸田町文書取扱規程の改正を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立なしであります。

よって、陳情第7号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第8号 幸田町公印規程の改正を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立なしであります。

よって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 幸田町情報公開条例の改正を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第10号 幸田町と名古屋大学未来社会創造機構社会イノベーションデザイン学センターとの連携と協力に関する協定の非更新を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第11号 幸田町議会における町長発言に関する公開質問状に対する回答を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 起立なしであります。

よって、陳情第11号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第12号 大草字山寺及び大井池地区一体を環境保全重点地区とすることを求める陳情書に対する委員長の報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

ここで、途中ではありますが10分間休憩といたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時01分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について、議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出について、以上2件を一括を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、志賀君。

〔3番 志賀恒男君 登壇〕

○3番（志賀恒男君） 議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

平成26年10月6日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 幸田町議会議員 | 志賀 恒男 |
| 賛成者 | 幸田町議会議員 | 丸山千代子 |
| 〃 | 〃 | 内田 等 |
| 〃 | 〃 | 笹野 康男 |
| 〃 | 〃 | 酒向 弘康 |

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省概算要求において、7年間で2万4,000人の定数改善をめざす工程が示されたものの、少人数学級のさらなる推進のためには十分な改善案ではありませんでした。

教育課題に対応するための定数改善がされたものの、少人数学級のさらなる推進のための定数改善計画案が見送られたことにより、教職員定数増も見送られることとなった。少人数学級を行うことで、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に規定されている。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制

度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度、子どもの自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成27年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月6日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣 文 宛

議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

平成26年10月6日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 幸田町議会議員 | 志賀 恒男 |
| 賛成者 | 幸田町議会議員 | 丸山千代子 |
| 〃 | 〃 | 内田 等 |
| 〃 | 〃 | 笹野 康男 |
| 〃 | 〃 | 酒向 弘康 |

提案理由

国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが後を絶たない。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒一人あたり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この5年間は国からの財源措置(国基準単価)を下

回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にものぼっている。「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような状況下で、平成22年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が支給され、今年度からは制度の見直しによって年収910万円の所得制限を導入する一方で、私学の中低所得者層には就学支援金が加算され、新たに給付型の奨学金制度も実現した。しかし、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに、「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなる恐れもある。

愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでおり、私学も、公立と同様に公教育を担う教育機関である。そして私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月6日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

以上でございます。

[3番 志賀恒男君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案2件について質疑を行います。質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

議員提出議案第3号について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。
議員提出議案第4号について質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。
ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

- 議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。
よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。
これより、議員提出議案2件について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
まず、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施の義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(大嶽 弘君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決されました。
次に、議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(大嶽 弘君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決されました。

日程第 4

○議長（大嶽 弘君） 日程第 4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第 7 3 条の規定によりお手元に配付のとおり、総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、総合開発特別委員会委員長、並びに幸田町第六次総合計画策定特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成 2 6 年 9 月 9 日に招集された第 3 回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 4 時 2 6 分

○議長（大嶽 弘君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成 2 6 年第 3 回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりまして、去る 9 月 9 日から本日までの 2 8 日間の長期にわたり、大変御多用中にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただき、大変ありがとうございました。また、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を重く受けとめ、十分に留意をいたし、今後の町政に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

特に、平成 2 5 年度の決算は一年間の行政活動の精算、総括であり、議員各位からの御指摘、御意見等を真摯に受けとめ生かしてまいる所存でございますので、よろしく願いをいたします。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、報告等をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、報告の1点目でございますけれども、戦後最悪の火山災害となっている長野岐阜県境の御嶽山3,067メートルの噴火であります。死者51人が確認されておりますが、台風18号の影響等で土石流の発生の可能性もあって捜査が難しい状況が続いております。本町といたしましても予測が困難な災害に対応できるよう、今後も関係機関と連携を強化していきたいというふうに思っております。

報告の2点目でございますけれども、先日10月1日、人事異動に関する文書を皆様方の棚に入れさせていただきました。障害者雇用ということで2名の方を採用させていただきました。今後とも庁内で一生懸命頑張ってくれることというふうに思っております。

続いて、もう一つでございますけれども、10月13日、月曜日、祝日になるわけありますけれども、男女共同参画講演会「女性が元気に働き続けられる愛知をめざして」と、町民会館のあじさいホールで開催をいたします。今回の講師は愛知県の副知事、吉本明子氏でございます。東海地方初の女性副知事ということで、あいち女性の活躍促進プロジェクトチームのリーダーでもございます。ぜひ出席いただきますようよろしくお願いをいたします。

2点目、10月17日に第5回のプレスステージレクチャーズものづくり日本公演会でございます。町民会館のつばきホールで開催をいたします。今回の講師は、旭化成株式会社のフェロー、研究員でありますけれども、吉野研究室長であります。技術研究組合リチウムイオン電池の材料評価研究センターの理事長でもあります吉野彰氏でございます。平成16年には紫綬褒章、平成25年にはエネルギー科学の分野で最も権威のある賞の一つでありますグローバルエネルギー賞、これはロシアの賞でございます。それと、平成26年には工学分野のノーベル賞と呼ばれるチャールズ・スターク・ドレイパー賞、これはアメリカの技術アカデミーの賞でございますけれども、数多くの著名な賞を受賞されている方でございます。講演内容はリチウム電池、現在、過去、未来でございます。リチウムイオン電池は携帯電話などのIT機器の電源として広く使われてきておまして、さらに、これから電池自動車の展開が始まってまいります。このリチウムイオン電池の開発経緯とこれまでの成長経緯を振り返り、これから未来に向けてどのように展開していくかについての御講演をいただく予定でございます。申し込みにつきましては、電話、またはファクス、町のホームページからお申し込みいただければ幸いです。

3点目は、NHKの名古屋放送局テレビ放送開始60周年記念、幸田町町村合併60周年記念、NHKののだ自慢でございます。11月1日、土曜日は多くの町民の方が参加される予選会が入場自由でございます。二日目は、午後0時15分から午後1時に本選が行われます。NHKの総合テレビ、ラジオ第一、国際放送で放送されるということで、全世界に発信ができるのだ自慢でございます。はがきで申し込んでいただけない方におきましては、テレビで見ただけであればというふうに思っております。

また、さて私ごとでございますけども、平成26年8月30日から町長といたしまして2期目を担当させていただいております。公約でも示したとおり、幸せな幸田町の実現を目指して町民の皆様とともに邁進してまいり所存でございます。今後とも議員の皆様方には、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ10月を迎えるわけでありますが、今年度も後半に差しかかってまいりました。予定をいたしております未執行事業の年度内執行に向けまして、全力を傾けてまいり所存でございます。また、平成27年度予算の編成準備時期にも入ってまいりますので、緊急度、重要度を勘案しながら、少しでも町民の要望に応えるべく、町政発展のために最大限の努力を払ってまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

また、これからの秋の深まりとともに、スポーツと文化のシーズンを向かえ、計画しております町民大運動会等、各種イベント、諸行事も控えております。議員各位におかれましては、何かと御多忙とは存じますが、ぜひ御出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意され、町政発展のため御活躍あらんことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年10月6日

議 長

議 員

議 員